平成２４年（フ）第９５号
鹿児島県姶良市加治木町朝日町54番地１
破産者　荒川　三男
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４号
茨城県日立市滑川本町２丁目19番２―203号、前住所茨城県日立市旭町２丁目１番14号
破産者　阿部雄太郎
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５１号
茨城県日立市河原子町３丁目29番33号
破産者　佐藤　敏生
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５２号
茨城県日立市河原子町３丁目29番33号
破産者　佐藤　智子
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５３号
茨城県日立市東金沢町３丁目５番17―401号
破産者　中野　啓介
１　決定年月日　平成25年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１８号
大分市富士見が丘東２丁目14番16号、開始決定時の住所大分市大字羽屋234番地の４　グレイス南大分607
破産者　工藤　弘吉
１　決定年月日　平成25年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第１００４号
札幌市北区北28条西10丁目１番６号　サンパレス北28―203号、開始決定時の住所札幌市北区北28条西10丁目１番６号　サンパレス北28―101号
破産者　阿部　文俊
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１９号
札幌市北区北30条西11丁目１番１号　ハイツビックウェーヴ103号、申立時の住所札幌市北区北30条西11丁目１番22号　ル・ノールトラント203号
破産者　阿部美枝子
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６０号
札幌市東区北37条東３丁目１番20号　平成ハイツ１号
破産者　藤本美千代
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７６号
札幌市白石区平和通９丁目北12番12号　101号
破産者　田村　秀夫
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３７号
茨城県水戸市小吹町2053番地の163
破産者　小川　貴之
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５０２号
茨城県水戸市袴塚３丁目４番13号
破産者　本橋　光幸
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０１号
千葉県柏市豊四季301番地76、旧住所千葉県柏市藤心１丁目15番13号
破産者　中田　元茂
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６６号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目２番29―306号　パークタウン鶴ヶ島
破産者　安倍　洋子
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５８号
埼玉県川越市大字今福2741番地37
破産者　吉原　蘭子
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７６号
静岡市清水区押切1429番地　ゴルジュ押切Ｂ201
破産者　松山　恭子
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６１号
神戸市東灘区住吉台10番27号、開始決定時の住所神戸市兵庫区神田町28番４号
破産者　藤井　邦男
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
秋田県雄勝郡羽後町貝沢字野々宮40番地１
破産者　佐藤幸一郎
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１０号
秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田151番地４
破産者　濱谷　正樹
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部